建築設計業務特記仕様書 2025.07

-	All to the limit and
	業務概要
	7K-177 WL 5K

1.業務名称 (海老川市民会館等複合化團	を備基本・実施設ま	计委託業務)	
2.計画施設概要					
本業務の対象となる施	設の概要は次のとおりとする	•			
(1) 施設名称 (海老川市民会館,海	老川老人福祉セン	ター)	
(2) 敷地の場所 (高知市朝倉河	三419番 3 号外)	
(3) 施設用途 (市民会館,老	人福祉センター)	
3. 適用					
本特記仕様書(以下「		載された特記事項	iについては,	「☑」印が付いた。	ものを
適用する。					
4. 設計与条件					
(1) 敷地の条件					
a. 敷地の面積	(1997. 32	m²)		
	・ 地区の指定 (第一		ŕ		
(2) 施設の条件		E 1 1 4 7 E E E E E E	, 2, 4		
	責(建築基準法に基づく計画記				
Si Welk A C mil	(市民会館(新築)	III 1947	338㎡程度)	
	(防災倉庫(新築)		2)	
	(既存市民会館(とりこわ	1.)	268. 40 m ²)	
	(既存老人福祉センター()	
	(既存防災倉庫(とりこわ		14. 40 m ²)	
)	
1	(既存屋外トイレ(とりこ	47 C)	3. 0 m²)	\
b. 主要構造	(市民会館(新築)		木造)
	(防災倉庫(新築)		鉄骨造	27 2 24)
	(既存市民会館(とりこわ		鉄筋コンク	_)
	(既存老人福祉センター(リート造一部木造)
	(既存防災倉庫(とりこわ		鉄骨造)
	(既存屋外トイレ(とりこ	わし)	コンクリー	トブロック造)
c. 耐震安全性の分	分類				
1) 構造体	(П	類)		
2) 建築非構造	体 (A	類)		
3) 建築設備	(乙	類)		
耐震安全性の分類	質は, 「官庁施設の総合耐震・	対津波計画基準」	(平成25年3	月29日付け国営計	·第126号
国営整198号,国営	設135号)による(以下同じ。) 。			
なお、地震地域係	系数Zの値は1.0とする。				
d. 建築物の類型					
令和6年国土交通	省告示第8号 別添二 第_	12 号 第 1 對	頃とする。		
(3) 建設の条件					
a. 予定工事費 (記	殳備除く)				
市民会館等	新築工事(外構・防災倉庫を	含む) (150, 000	0千円(税込))
その他とり	こわし工事	(45, 000	千円 (税込))
b. 建設工期		(令和8年度~	令和10年度(予定))
(4) 設計与条件					
設計与条件について	「は、次の資料による。				
(業務の主旨・目的	内,業務内容,業務の留意事項	Ę		別添1)	
(施設内容				別添2)	
(敷地位置図,敷地	也概略図			別添3)	

Ⅱ業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(令和6年3月26日付け、国営整 第213号)」による。

1.設計	業務	の内容及び筆	色囲						
(1)	一般	と業務の範囲							
	a.	基本設計	1	建築	(総合)) 基本設計に関する標準業務			
			1	建築	(構造)) 基本設計に関する標準業務			
				()			
	b.	実施設計	1	建築	(総合)) 実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)			
			1	建築	(構造)) 実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く)			
				()			
(2)	追力	口業務の内容及	及び範	囲					
	追加	業務の業務内	容に	は,事	前協議	ま、申請図書及び資料の作成、手続及びこれに付随する詳細協議を含む。			
	ただ	し、手数料の	納付は	は含ま	ない。				
	✓	建築積算(積	責算数	量算出	書(積	責算数量調書含む。)の作成,単価作成資料の作成,見積収集(3社以上),			
	見	見積検討資料の	の作成)					
	✓	営繕積算シス	ステム	RIBC	((一財	オ)建築コスト管理システム研究所)による数量内訳書の作成			
	y	透視図作成	(原則	として	CGによ	よる作成は不可とする。)			
		種類(2点)	透視区]), 判	の大き	さ (A3) , 枚数 (基本設計1枚, 実施設計1枚), 額の有無 (有), 材質(アルミ)			
		及び電子	データ	(有)					
		模型製作							
		縮尺(), È	主要材	料(), ケースの有無 () 及び材質 ()			
		模型の写真抗	最影						
		カット枚数	数 (),	判の大	きさ (), 白黒・カラーの別 ()及び電子データ ()			
	✓	計画通知(第	書築基	準関係	系規定 ((みなし規定を含む。) 等に係る法令・条例に関する許認可等を含む)			
		高知市屋外瓜	広告物	条例に	こよる許	午可及び届出			
	✓	高知県ひとり	こやさ	しいす	きちづく	くり条例による届出			
		都市計画法第3章第4節による届出[地区計画]							
		宅地造成及び特定盛土等規制法第6章による許可及び届出[特定盛土等規制区域]							
		文化財保護法	去第6	章によ	こる通知	田[埋蔵文化財包蔵地における発掘行為]			
		土壤汚染対策	兼法に	よる届	出[土]	地の形質の変更]			
		高知市景観多	条例に	よる届	3出[景律	観計画区域内における行為の制限等]			
		高知市集合信	主宅建	築指導	算要綱に	こよる届出			
		高知市中高層	 	物指導	算要綱に	こよる届出 (標識看板の作成,設置,日影図の作成他を含む。)			
		防災計画評別	定又は	防災性	比能評定	官に関する資料の作成及び申請手続業務			
	7	建築物のエス	ネルギ	一消費	性能の	り向上等に関する法律(平成27年法律第53号)に係る業務			
	✓	リサイクル記	計画書	の作品	Ç				
		設計にあれ	たって	,建設	设副産物	n対策(発生の抑制,再利用の促進,適正処理の徹底)について検討を			
		行い,設計に	こ反映	させる	らものと	とし,その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。			
	7	概略工事工程	呈表の	作成					
	7	住民説明等は	こ必要	な資料	中の作成	戈 (法令等に基づくものを除く)			
	7	住民説明会	への参	hп					

□ 消防法による「工事中の消防計画書」の作成業務

2.業務の実施

- (1) 一般事項
 - a. 基本設計業務は、提示された設計与条件及び適用基準に基づき行う。
 - b. 実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
 - c. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
 - d. 設計に当たっては、工事現場の生産性向上(省人化及び工事日数短縮)に配慮する。
 - e. 「建設工事公衆災害防止対策要綱」(令和元年国土交通省告示第496号)に基づき、現場の施工条件を 十分に調査したうえで、施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに、施工時に留意すべき事項 がある場合には、成果物に明示する。
 - f. 「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」(令和2年10月全国営繕主管 課長会議)を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努める。

(2) 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、国土交通省が監修した出版物等については、すべて最新年版とする。

- a. 共通
 - ☑ 官庁施設の基本的性能基準
 - □ 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
 - ☑ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
 - □ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
 - ☑ 官庁施設の環境保全性基準
 - ☑ 官庁施設の防犯に関する基準
 - ☑ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準

b. 建築

- ☑ 建築工事設計図書作成基準
- ② 敷地調査共通仕様書
- ② 建築物解体工事共通仕様書
- ☑ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- □ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- ② 公共建築木造工事標準仕様書
- ☑ 建築設計基準
- ☑ 木造計画・設計基準
- ☑ 建築構造設計基準
- ☑ 建築工事標準詳細図
- ☑ 構内舗装·排水設計基準
- ☑ 雨水利用·排水再利用設備計画基準
- c. 建築積算
 - ② 公共建築数量積算基準
 - ☑ 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)
 - ☑ 公共建築工事見積標準書式(建築工事編)
 - ☑ 公共建築工事積算基準
 - ☑ 公共建築工事共通費積算基準
 - ☑ 公共建築工事標準単価積算基準
 - ☑ 公共建築工事積算基準等資料
 - ☑ 営繕工事積算チェックマニュアル (建築工事編)

(3) 業務計画書					
受注者は次の事項を記載し	た業務計画書を提出す	けること。			
a. 業務計画書の提出	こついて				
b. 管理技術者・照査	支術者届				
c. 技術者経歴書(管:	理・照査)				
d. 業務実施体制					
e. 業務工程表					
f. 着手届					
(4) プロポーザル方式により	養務を受注した場合の	業務履行			
受注者は、技術提案書によ	り提案された履行体制	削により当該業務を	2履行する。		
(5) 管理技術者の資格要件					
管理技術者の資格要件は次	:による。なお、受注者	針が個人である場合	含にあってはそ	この者,会社その他	也法人
である場合にあっては、当該	法人に所属する者を配	己置しなければなら	っない。		
☑ 建築士法(昭和25年)	去律第202号)による-	一級建築士			
□ 建築士法(昭和25年)	去律第202号)による-	一級建築士または二	級建築士		
(6) 貸与資料					
☑ 既存建築物設計図1元	t (☑ PDF	□ 印刷物)		
☑ 既存工作物設計図1式	₹ (☑ PDF	□ 印刷物)		
② 海老川市民会館等施記	殳整備事業に関する基	本計画 (✓ PDF	□ 印刷物)
※なお、貸与資料の詳細は	は、閲覧に供します。				
(7) 打ち合わせ及び記録					
	別に行い, 速やかに記	録を作成し、監督	職員に提出す?	る。	
() 業務着手時					
p) 監督職員又は管理:	支術者が必要と認めた	とき			
ハ) その他	()	
b. 打合せや情報共有は,	2 4 2	· · -, · · · · · · · · · · · · · · · · ·	, , , ,		
具体的には電話、WEB会				,	
異なる組織間で情報を交換	4・共有することによっ	って業務効率化を気	 長現するシスラ	テムをいう。) 等⊄	り活用を
検討すること。					
(8) その他、業務の履行に係る	5条件等		<i>U</i> — —		
a. 指定部分の範囲	(既存市民会館解)	
b. 指定部分の履行期限	•	設計委託業務日程)	
c. 成果物の提出場所	•	事知市都市建設部公 電料 香料業 2.72)	
d. 成果物の提出期限等		設計委託業務日程	による。)	
e. 業務の進捗状況の報告	–	2 ⇒= +h) . 7	a male for male to a	- HIII	
週ごとに業務の全般的な	(給)前及い沢墹の予定	と記載した「凋報」	を 監督職員に	こ佐出する。	

f. 業務完了後の協力等

次について発注者の要請があった場合、受注者はこれに協力する。

- (1) 現場説明の実施
- ロ) 質疑回答書の作成
- ハ) 入札の立会
- こ) 設計図書に疑義が生じた場合又は設計変更の必要が生じた場合
- お) 会計検査への立会

f. 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

g. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- (4) 写真は、発注者が行う事務並びに発注者が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- n) 次に揚げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
 - ①写真を公表すること。
 - ②写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

3. 成果物, 提出部数等

(1) 基本設計

成果物	電子データ	紙	特記事項
a. 建築(総合) ② 建築(総合)設計図書 計画説明書 仕様概要表 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図(各階) 断面図 立面図(各面) ② 工事費概要書 ② 仮設計画概要書		□ A2 () 部 □ A3縮小判	A3判 A3判
		□ () 部	
b. 建築(構造)		□ A2 () 部 □ A3縮小判	A3判
c. その他		□ (1) 部 □ () 部 □ () 部 □ () 部 □ () 部	A3判
d. 資料	7 7	☑ (1) 部 ☑ (1) 部 □ () 部	A4判 A4判

- (注): 建築(構造)の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中に含めることができる。
 - : 紙による成果物は、特記なき限り、ファイル綴じとする。
 - : 新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。
 - : 電子データは電子媒体(CD-R等)を提出すること。
 - : 電子データによる図面の提出形式は、CADファイル及びPDFファイルとする。 CADのファイル形式は、「jww」「sfc」とする。 これ以外の形式の場合は、そのファイルとともにDXF変換したものを提出する。 PDFファイルの図面サイズは等倍とし、解像度は300dpi以上とする。

(2) 実施設計

成果物	電子データ	紙	特記事項
a. 建築 (総合) ② 建築 (総合) ② 建築 (総合) ② 建築 (総合) ② 建築物概要書 仕仕積 要書 仕仕看 表及の図 配面面図図の図の図の図のののののののののののののののののののののののののの		☑ A2 (2) 部 ☑ A3縮小判	製本: A2 (2) 冊提出 A3縮小判(2) 冊提出 A3縮小判(A3判
		□ () 部	
b. 建築(構造) ② 建築(構造)設計図 仕様書 構造基準図 伏図(各階) 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図	2	☑ A2(2)部 ☑ A3縮小判 (2)部	製本:A2 (2) 冊提出 A3縮小判 (2) 冊提出
各部詳細図	2 2 0	☑(2)部 ☑(2)部 ☑(2)部 □()部	A3判

(2) 実施設計

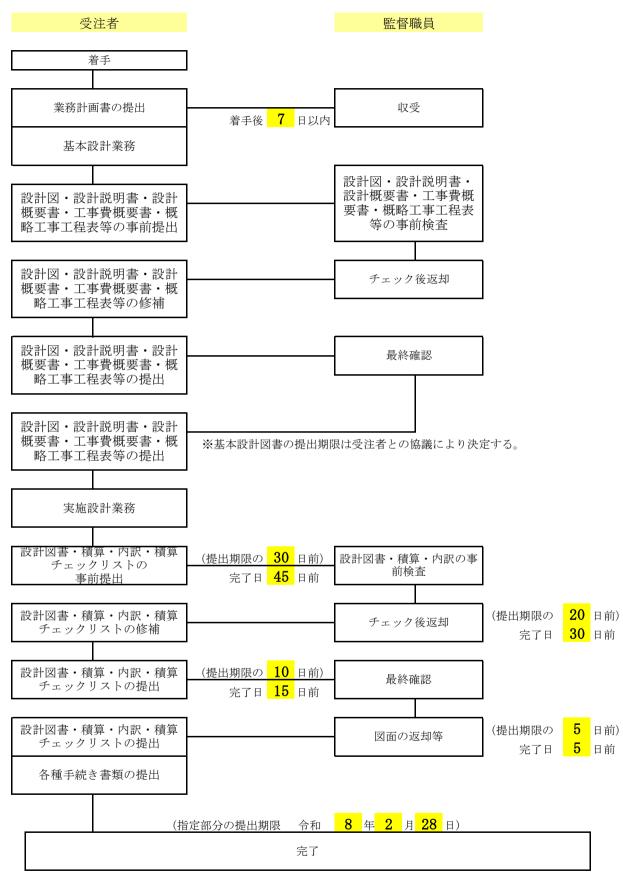
	成果物	電子データ		紙		特記事項
c. 建築	兵積算					
V	建築工事積算数量算出書	✓	7 (1) 部	
4	建築工事積算数量調書	4	7 (1) 部	
4	数量内訳書(金入り)	4	y (1) 部	
✓	見積書等関係資料	4	✓ (1) 部	
✓	営繕工事積算チェック	√	y (1) 部	
~	マニュアル(建築工事編)					
4	単価資料	√	y (1) 部	
	()		□ () 部	
d. その)他					
4	透視図	√	y (1) 部	
	模型		□ () 部	
	模型の写真		□ () 部	
	防災計画書		□ () 部	
	建築物エネルギー消費性能		□ () 部	
石	在保計画					
✓	省エネルギー関係計算書	√	✓ (1) 部	
✓	リサイクル計画書	√	✓ (1) 部	
4	概略工事工程表	√	y (1) 部	
	()		□ () 部	
e. 資料	+					
V	各種技術資料	~	7 (1) 部	
V	構造計算データ	√	y (1) 部	
V	各記録書	√	y (1) 部	
	()		□ () 部	

- (注): 建築(構造)の成果物は、建築(総合)実施設計の成果物の中に含めることができる。
 - : 紙による成果物は、特記なき限り、ファイル綴じとする。
 - : 新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。
 - : 概略工事工程表の作成に当たっては、「工期に関する基準」(令和2年7月20日中央建設業審議会 決定)「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」(平成30年2月)を参照し、適正な工期 を設定する。
 - : 電子データは電子媒体(CD-R等)を提出すること。
 - : 電子データによる図面の提出形式は、CADファイル及びPDFファイルとする。 CADのファイル形式は、「jww」とする。
 - これ以外の形式の場合は、そのファイルとともにDXF変換したものを提出する。
 - : 数量内訳書,積算数量調書,単価資料等の作成は,営繕積算システムRIBC2 ((一財)建築コスト管理システム研究所)「内訳書作成システム」による。

4.公共建築設計業務委託共通仕様書からの読替え

公共建築設計業務委託共通仕様書の記載	読替え
設計仕様書	設計図書
調査職員	監督職員
「3.7再委託4」の建設コンサルタント業務等 指名競争参加資格者	高知市の一般競争(指名競争)入札参加資格者

5. 設計委託業務日程



※()書きは指定部分の提出に係る日程を示す。

※設計図・積算・内訳・チェックリスト等の提出は、必ず管理技術者の確認済のものとすること。

別添1

I 4 (4) 設計与条件

○業務の主旨・目的

昭和42年建築の鉄筋コンクリート造2階建て海老川市民会館は、耐震性について基準を満たしておらず、昭和53年建築の鉄筋コンクリート造一部木造平家建て海老川老人福祉センターは、経年劣化に伴う老朽化が著しいため、両施設を解体し、老人福祉センターの機能を市民会館に集約させた新たな施設整備を行うほか、海老川児童遊園を含めた敷地の外構整備を行うものである。

○業務内容

業務内容は、「海老川市民会館等施設整備事業に関する基本計画」によるほか、以下による。

- ・建設位置の検討
- ・ コスト縮減の検討(基本, 実施設計時)
 - ①基本設計業務において、監督職員と協議し、コスト縮減項目の具体的な提案
 - ②実施設計業務において,監督職員と協議し,コスト縮減検討中間報告書に記載された項目の検討結果, その他実施設計時に行ったコスト縮減の検討結果
 - ③ライフサイクルコストの算定
- ・児童遊園の敷地を含めた外構整備の設計 (既存工作物,遊具及び樹木等の解体設計,囲障・構内排水・舗装等の設計)
- ・既存市民会館の解体設計
- ・既存老人福祉センターの解体設計
- ・ 既存防災倉庫の解体及び新築の設計
- ・既存屋外トイレの解体設計
- ・本業務に関する別途契約受注者との打合せ
- ・業務に関わる担当部署等との打合せ
- ・施設を利用しながらの工事となるため、適切な工程及び仮設計画の立案
- ・解体部分における石綿含有の恐れのある建材の石綿含有の有無の確認 (書面及び現地調査(製品名,製造所名,製造年等を確認)の実施。)
- ・解体部分における石綿含有分析調査(計10検体)の実施 (既存市民会館:外装仕上げ塗材-1検体,内装床材-1検体,内装壁材-1検体,内装天井材-2検体) (既存老人福祉センター:外装吹付塗材-1検体,内装壁材-2検体,内装天井材-2検体)
- ・スクリューウエイト貫入試験(5か所)
- ・住民説明会への参加(3回程度)し、地元の意見をできる限り反映させた施設整備

○業務の留意事項

- ・県内産木材を積極的に利用した施設整備
- ・耐震性及び耐久性に配慮した施設整備
- ・ 景観に配慮した施設整備
- ・健康的で快適な環境を配慮した施設整備
- ・ 工法、材料等は複数のメーカーが対応できる設計
- ・石綿含有分析調査する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告し、 調査時期等については監督職員と協議すること
- ・設備設計に関する設計委託は別途契約受注者にて行う
- ・工事別ごとに発注を分けるため、成果物を分けて作成すること

別添2

I 4 (4) 設計与条件

○施設内容

士尺入岭 / 並及	<i>خ</i> /			
市民会館(新築	원)			
構造	木造			
床面積	338㎡程度			
階数	平家建て			
所要室・面積	・サロン		27 ㎡程度	
	• 会議室		57 ㎡程度	
	・ 事務室 (調理員控室)		40 ㎡程度	
	• 相談室		9 ㎡程度	
	・ 教養娯楽室(食堂)		58 ㎡程度	
	・調理室		35 ㎡程度	
	・ 男子,女子,多機能トイレ		22 ㎡程度	
	・ その他玄関、廊下、物入など			
	※所室面積は予定面積のため,3	変更する場合	があります。	

防災倉庫(新築	<u>:</u>)
構造	鉄骨造
延べ面積	10㎡程度
階数	平家建て

既存市民会	既存市民会館(とりこわし)						
構造		鉄筋コンクリート造					
延べ面积	漬	268. 40 m²	石綿含有分析調査				
階数		2階建て	(計5検体)				
建築年		昭和42年					

既存老人福祉センター(とりこわし)						
構造	鉄筋コンクリート造一部木造					
延べ面積	212. 33 m²	石綿含有分析調査				
階数	平家建て	(計5検体)				
建築年	昭和53年					

既存防災倉庫(とりこわし)	
構造	鉄骨造
延べ面積	14. 40 m²
階数	平家建て
建築年	平成11年

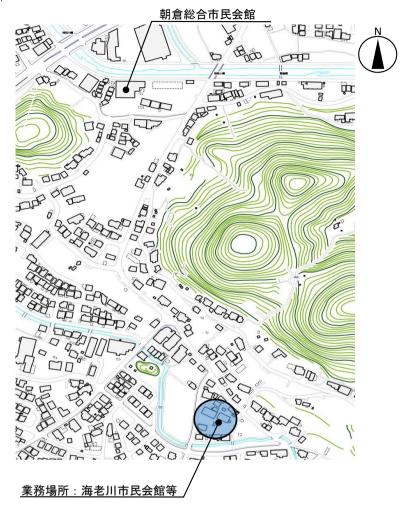
既存屋外トイレ(とりこわし)		
構造	コンクリートブロック造	
延べ面積	$3.0\mathrm{m}^2$	
階数	平家建て	
建築年	不明	

外構工事(撤去・新設)		
敷地面積	1, 997. 32 m²	
付帯施設	駐車場15台程度,屋根付き駐輪場,スロープ,囲障等	

別添3

I 4 (4) 設計与条件

○敷地位置図



○敷地概略図

